

確定申告は早めの準備と正しい申告を!

確定申告の時期を迎えました。所得税等の国税は 入れて申告期限までに納付する「申告納税制度」です。
納税者が自ら申告し、その税額を自ら納付書に書き 早めの準備で正しい申告を行きましょう。

■ 2019 年分確定申告の相談・申告書の受付期間

所得税及び復興特別所得税	2020年2月17日(月)～2020年3月16日(月)
個人事業主の消費税及び地方消費税	2020年1月6日(月)～2020年3月31日(火)
贈与税	2020年2月3日(月)～2020年3月16日(月)

※所得税及び復興特別所得税の還付申告は、上記の期間前でも提出することができます。

■ 2019 年分確定申告に係る納期限及び振替納税の場合の振替日

区 分	納 期 限	振 替 日
所得税及び復興特別所得税	2020年3月16日(月)	2020年4月21日(火)
個人事業主の消費税及び地方消費税	2020年3月31日(火)	2020年4月23日(木)
贈与税	2020年3月16日(月)	—

※国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用すると便利です

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できます。

また、作成した申告等データをe-Taxで送信することで、税務署に行かずに自宅からでも申告ができます。

※スマートフォン(スマホ)による申告が開始されました。

2019年からは、スマートフォン(スマホ)による確定申告も可能になりました。スマホで国税庁の確定申告書等作成コーナーにアクセスすれば、スマホ専用画面から確定申告書が作れます。スマホで作成した確定申告書は、ID・パスワード方式を利用することにより、スマホからe-Taxで税務署に送信ができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。



このページでは、個人の方に向けた所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関する情報を提供しています。

国税庁からのお知らせ



- ▶ iPhoneをご利用の方へ重要なお知らせ
- ▶ スマートフォンでの申告が更に便利に!
- ▶ 消費税 確定申告書の作成には区分経理が必要です
- ▶ Windows 7のサポートの終了について

ビタコーゲン・余寒対策キャンペーン 組合員価格 3,190 円(消費税込み)/1kg 入り



季節の変わり目に備え、一定の購入条件を満たした「ビタコーゲン」の購入に際して、お得なキャンペーンを実施します。

子牛の下痢防止や健康増進には、ビタコーゲン哺育用・HIビタコーゲンの利用が効果的です。

この機会に是非とも、ビタコーゲンを活用下さい。

キャンペーン内容

期 間：2月3日(月)～3月31日(火)

対象商品：ビタコーゲン哺育用

もしくはHIビタコーゲン

特 典：5袋購入につき「もう1袋」 もしくは
10袋購入で「カーフジャケット」プレゼント

農耕作業用トレーラ保安基準緩和 2019年12月25日施行

トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの公道走行においては、これまで車両としての位置付けが明確ではありませんでした。こうした中で、トレーラタイプの農作業機を「農耕作

業用トレーラ」として国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車に指定する等、所要の法令整備が行われ昨年12月25日付けで施行されました。

1. 農耕作業用トレーラに適用される関係法令等

(1) 自動車の種別

- ・トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トレーラ」とし、道路運送車両法施行規則別表第一において国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車に指定した。これにより、自動車の種別は大型特殊自動車又は小型特殊自動車とされる。

(2) 農耕作業用トレーラの判断基準

- ・農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農業機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車とした。

(3) 適用される保安基準

- ・大型特殊自動車又は小型特殊自動車の保安基準が適用される。

(4) 保安基準緩和

- ・(3)のうち、適用することが困難とされる基準については、使用者に対する条件又は制限を付した上で、緩和が可能となるよう措置する。



2. 保安基準緩和の主な内容

保安基準	緩和を可能とする内容	使用者に対する条件又は制限
幅	2.5メートルの基準	車体後面等に幅を表示すること、外側表示板を設置すること、道路管理者からの運行許可証を取得すること等
安定性	被けん引自動車の30(35)度の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
制動装置	被けん引自動車の制動装置の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
灯火器等	長さ4.7m幅1.7m高さ2.0m最高速度15km/h以下の小型特殊自動車である農耕トラクタにけん引される農耕作業用トレーラの灯火器装備の基準	関係法令を遵守すること等 (保安基準により前部反射器(白色)、後部反射器(赤色正立正三角形)、方向指示器が必要)

「配合飼料価格差補填金制度」令和2年度積立金決定！ 第1四半期積立金免除・継続加入「80%ルール」適用終了

1. 令和2年度「配合飼料価格差補填金制度」の積立金額

負担区分	通常補填金積立金の額
加入者負担金	400円/トン当たり
加入会員(広酪)	200円/トン当たり
契約会員(全酪連)	600円/トン当たり

※別途納付金(新規加入者) 1,310円/トン当たり

2. 令和2年度第1・四半期分の積立金の納付免除

配合飼料価格差補填金制度下での加入組織、(一社)全国畜産配合飼料価格安定基金(全酪連系統)並びに(一社)全国配合飼料供給安定基金(全農系統)の「第1・四半期分契約数量×400円/トン」の積立金の納付は、次の理由から全額免除となります。

【免除理由】

- ①現在の補填財源及び配合飼料原料の需給動向等を勘案すると、現行の基本契約期間末(令和2年度末)迄において、業務方法書上適切と考えられ、財源水準とするためには、令和2年度第1四半期の積立金を免除することが妥当との判断による。
- ②令和2年第1四半期の積立金納付の全額免除を行っても、これまでの借入金残額を令和2年度で全額完済の目処があるため。

3. 継続加入(契約)「80%ルール」の適用終了

配合飼料安定基金は、その制度維持のため、平成19年度以降の補填金交付における補填財源の不足分を補う資金調達として、公益社団法人配合飼料供給安定機構からの借入れが行われていました。

この借入金は、平成20年度以降で計画的な返済が進み、今般、令和2年2月20日をもって完済の予定にあります。

これに伴いまして、令和2年度以降における配合飼料安定基金への加入(契約)に際しては、「合理的な理由なく、基本契約及び数量契約を更新しない場合や契約数量を大きく減じる場合は、交付した補填金の一部の返還を求めることができる」と定めた「80%ルール」を適用してきた経過がありますが、前述の借入金返済をもってこれは適用終了となります。80%ルールは終了しますが、引き続き、継続加入をお願い致します。

生産基盤拡大加速化事業(乳用牛の増頭奨励金の交付) 令和元年度補正予算 1頭あたり 27.5万円

背景・ポイント

- 生乳生産量は北海道において増加傾向で推移する中、都府県においては一貫して減少し、全国的にも減少傾向にある。
- このため、「農業生産基盤強化プログラム」においても、和牛の増産と併せて都府県酪農の生産基盤の強化を図ることとしている。
- 本事業は畜産クラスター計画に位置付けられた生産者が乳用牛を増頭する場合に「増頭奨励金」を交付する。

事業概要

- 生産者が畜産クラスター計画に基づき、乳用初妊牛を導入し増頭する場合に増頭実績に応じた奨励金を交付する。
- 太宗を占める中小規模経営では既存事業による増頭が難しいとの意見を踏まえ、中小規模経営体に限定して支援

対象となる飼養規模	成畜(乳用雌牛)120頭以下
増頭奨励金	27.5万円/頭

交付対象者

- 畜産クラスター計画に位置付けられた取組主体の構成員(畜産農家等)

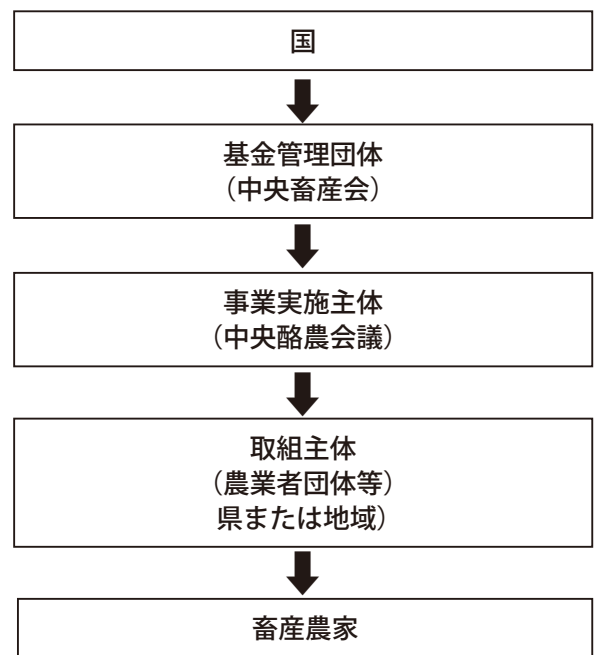
交付対象頭数

- 24か月齢以上の乳用雌牛の**期末頭数**(令和2年12月末日)から**期首頭数**(令和元年12月末日)を差し引いた**増頭数**
- 外部導入(原則として市場から導入)した乳用初妊牛のみ対象とする。
- 1対象者当たり**60頭**かつ**増頭後の頭数120頭**までを上限

スケジュール

- 令和2年3月~5月 事業実施主体から要望調査
- 6月~7月 取組主体に対し割当内示
- 令和3年1月~3月 事業実施主体による増頭の要件確認(トレサ情報等を活用)奨励金交付

事業の流れ



成果目標

- 事業実施翌年度(事業実施前年度と比較)に以下の目標を設定
- ・交付対象者における生乳生産量を10%以上増加
 - ・取組主体における和牛受精卵移植数の10%以上増加

広酪ホルスタイン改良同志会中部支部

2019年度通常総会開催 新代表 向田修実氏選任 1月22日 かんぼの郷庄原



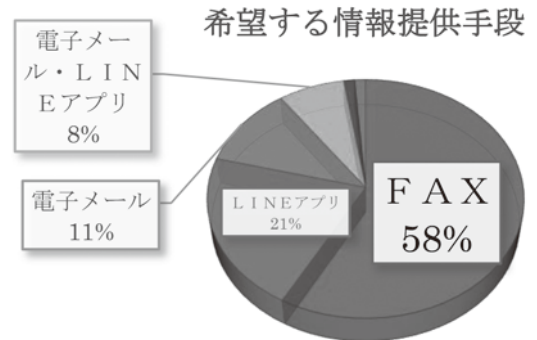
広酪ホルスタイン改良同志会中部支部(代表 檜高侑佑)は、2019年度通常総会を開催し、会員8名が出席した。

協議事項は、①2019年度事業報告並びに収支実績報告、②2020年度の事業計画並びに収支予算案、③役員改選の3議案を上程し、全議案全てを可決承認した。

役員改選では、新代表に向田修実氏(庄原市高野町)、新監事には才木敏希氏(庄原市峰田町)が就任された。終了後の懇親会では、若いメンバーも参加して日頃の飼養管理の苦労話や乳牛改良の話題で盛り上がり、和やかな意見交換となった。

乳質成績・情報提供手段アンケート結果 現行対応を継続

生乳出荷組合員を対象としたアンケート結果並びに生産基盤強化対策委員会での意見を踏まえ、第13回理事会では、乳質検査成績表の県域開示は全組合員の同意が得られないことから現行の3地域でのファクシミリ送信とし、また、各種情報提供手段においてはファクシミリでの情報提供希望が約6割を占めて定着していることから、ファクシミリでの情報提供手段を主体として、補助事業等の詳細な情報を求められる場合においては、必要に応じて、電子メール等で提供することを決定しました。ご理解、ご協力の程、宜しくお願いします。



■アンケート結果

(1) 県内全域の乳質検査成績表の開示

回答率	回答数	未回答数	同意率	同意する	同意しない
70.4%	81名	34名	60.5%	49名	32名

回答数は81名。この内、「県内全域の乳質検査成績表の開示に同意する」と答えた組合員は60.5%。「同意しない」と答えられた中では「現行のままで良い」が22名、「意味があるとは思えない」が2名。

(2) 情報提供手段の希望

項目	回答数	割合
FAX	47名	58.0%
LINEアプリ	17名	21.0%
電子メール	9名	11.1%
電子メール・LINEアプリ	6名	7.4%
電話対応かCメール	1名	1.2%
郵送	1名	1.2%
合計	81名	100.0%

ポジ記帳未確認者 2020年度から 「特別指導班」による巡回指導へ

2019年12月24日開催の第2回生産基盤強化対策委員会(委員長 下岡正宏)は、生乳生産管理チェックシートの記帳・記録が確認できない生乳出荷組合員に対して、生乳生産管理チェックシート記帳啓発実施要領第3条に定める管内特別指導班を編成し、未記帳者ゼロを目指すための指導啓発巡回を行う方向性をまとめました。

同指導班の取り組みは、今年度3月末日迄に職員に

よって、記帳記録の注意喚起並びに啓発にあたっては、なお、記帳が確認できない場合には、その問題点を洗い出し、2020年度から「管内特別指導班(理事、生産基盤強化対策委員、経営支援課長)」による巡回指導を行うことを決定しました。

消費者を意識し、自らの自己責任のもと、安全・安心を担保する記帳・記録を再度ご確認ください、記帳の徹底をお願いいたします。

■一部記帳が確認できない生乳出荷者

(単位:戸)

記帳項目	備北	南部	西部	東部
衛生管理チェックシート	0	2	3	0
動物用医薬品等の投薬記録	4	3	5	0
乾乳軟膏の使用記録	4	3	5	0
飼料給与記録表	8	4	5	1
農業使用記録	6	1	2	0

■担当地域と指導班の構成

(敬称略)

地域	理事	委員	担当部署
備北	向田康浩	赤木 靖 橋本圭介	竹ノ内寛治 (経営支援課長)
南部	沖 正文	檜垣義雄 石井修二	
西部	下岡正宏	小野正行 槇野大樹	
東部	川角晴俊	新舎和久 道田稔弘	